

随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

令和4年度上半期（4月～9月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

総務課契約窓口でも閲覧に供しています。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表（令和4年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年4月1日	料金センター精算システム保守業務	5,986,200	企画総務部 総務課	レンップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	バスICデータサーバ保守業務	5,093,000	企画総務部 総務課	オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 近畿支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	建築・機械設備監理業務委託	110,330,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	可動式ホーム柵設備保守管理業務委託	25,201,000	企画総務部 総務課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	烏丸線高速車両全般検査、重要部検査（保安）	11,550,000	企画総務部 総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	烏丸線10系車両台車装置揺れ枕改造業務	11,220,000	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	東西線高速車両全般検査、重要部検査（保安）	18,700,000	企画総務部 総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	烏丸線信号設備保守管理業務委託	216,480,000	企画総務部 総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	東西線信号設備保守管理業務委託	234,850,000	企画総務部 総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	運行管理設備保守管理業務委託	33,000,000	企画総務部 総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	ITV設備保守管理業務委託	33,000,000	企画総務部 総務課	東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和4年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年4月1日	ITV画像伝送設備保守管理業務委託	5,060,000	企画総務部 総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託	54,450,000	企画総務部 総務課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	列車無線電話設備保守管理業務委託	15,400,000	企画総務部 総務課	八幡電気産業株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）	42,773,500	企画総務部 総務課	東芝エレベータ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）	65,479,920	企画総務部 総務課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）	18,810,000	企画総務部 総務課	フジテック株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）	34,508,100	企画総務部 総務課	株式会社日立ビルシステム 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（五条駅ほか）	40,271,000	企画総務部 総務課	日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託	43,670,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	高速鉄道電力設備監理業務委託	36,080,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	高速鉄道昇降機設備監理業務委託	23,100,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和4年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年4月1日	電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その1）	70,963,200	企画総務部 総務課	日本ユニシス株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和4年4月1日	人事給与システム運用保守管理業務	10,956,000	企画総務部 総務課	日本ユニシス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託	29,040,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	烏丸線高速車両全般検査、重要部検査（制御、ブレーキ）	54,230,000	企画総務部 総務課	菱電商事株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	東西線高速車両全般検査、重要部検査（制御、ブレーキ）	91,498,000	企画総務部 総務課	菱電商事株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	バスICカードシステム社局サーバ運用保守	10,836,540	企画総務部 総務課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	バス運行総合システム実績収集系機器の保守（上期分）	12,087,900	企画総務部 総務課	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	バス運行総合システム [実績収集系] の機器保守及び通信回線維持管理業務	60,145,932	企画総務部 総務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和4年4月1日	バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借	11,222,838	企画総務部 総務課	日本ユニシス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その2）	23,692,020	企画総務部 総務課	日本ユニシス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	ドライブレコーダー保守点検業務	8,873,920	企画総務部 総務課	クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和4年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年4月1日	バスICカードバスサーバ保守業務	8,665,800	企画総務部 総務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務	6,623,100	企画総務部 総務課	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務	24,806,172	企画総務部 総務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	無線型バスロケーションシステム保守管理業務	19,817,431	企画総務部 総務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	東西線高速車両保守及び作業監理業務委託	19,250,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	大型ノンステップバス	39,902,198	企画総務部 総務課	株式会社リアライズコーポレーション	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	大型ノンステップバス（リース）	21,912,000	企画総務部 総務課	株式会社リアライズコーポレーション	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	ホームドア設備保守管理業務委託	246,400,000	企画総務部 総務課	川崎車両株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月11日	東西線50系車両台車枠修繕業務	12,787,500	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年5月27日	烏丸線10系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務	14,787,168	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年7月1日	ドライブレコーダー購入	87,456,600	企画総務部 総務課	クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和4年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年6月29日	高速鉄道烏丸線北大路駅可動式ホーム柵設置に伴う信号設備移設対応	7,590,000	企画総務部 総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年6月7日	東西線50系車両自動高さ調整装置部品（全重検用）	8,131,200	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年7月14日	バス運行総合システム（事務処理系）に係る関連機器のICカード化対応業務	19,800,000	企画総務部 総務課	BIPROGY株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年7月8日	高速鉄道東西線電動式レール塗油器制御装置更新業務	11,000,000	企画総務部 総務課	草野産業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年6月3日	東西線50系車両空調主回路装置	10,857,000	企画総務部 総務課	菱電商事株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年8月10日	竹田車両基地天井クレーン装置（2.8t2基）部分更新	28,270,000	企画総務部 総務課	株式会社日立プラントメカニクス 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年7月22日	ポイントサービス導入に伴う運賃箱のソフトウェア改修	26,279,000	企画総務部 総務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年9月26日	ICカードポイントサービスシステム改修業務委託（複数年契約）	30,140,000	企画総務部 総務課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
令和4年8月26日	他事業者運賃改定に係る自動券売機等改修業務委託	55,550,000	企画総務部 総務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
令和4年8月25日	他事業者運賃改定に係る係員定期券発行機等改修業務委託	51,700,000	企画総務部 総務課	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
令和4年8月25日	高速収入系システム改修業務委託（複数年契約）	6,600,000	企画総務部 総務課	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和4年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年8月24日	ツインオートリフト部分更新	5,159,000	企画総務部 総務課	株式会社大黒商会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年8月26日	トラフィカ京カード利用停止（自動改集札機）改修業務委託	10,945,000	企画総務部 総務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年8月24日	京都市高速鉄道レール及び溶接部探傷検査業務委託	14,630,000	企画総務部 総務課	近鉄軌道エンジニアリング株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年9月9日	バス運行総合システム実績収集系機器の保守（下期分）	8,321,500	企画総務部 総務課	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年9月12日	バス運賃収入システム改修業務（ポイント制導入に伴う改修）	12,100,000	企画総務部 総務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年9月21日	バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その8）	163,130,000	企画総務部 総務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和4年9月29日	醍醐車庫ATC/ATO装置試験器	79,750,000	企画総務部 総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
令和4年4月29日	高速鉄道烏丸線くいな橋駅昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）	99,880,000	企画総務部 総務課	フジテック株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月19日	高速鉄道烏丸線九条駅昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）	53,185,000	企画総務部 総務課	日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年6月11日	高速鉄道烏丸線レール削正工事	25,850,000	企画総務部 総務課	近鉄軌道エンジニアリング株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
令和4年7月15日	北大路駅可動式ホーム柵設置に伴うITV設備対応工事	5,500,000	企画総務部 総務課	東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和4年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年4月1日	Kotochika（コトチカ）の運営管理等に係るアドバイザー業務委託	11,000,000	営業推進課	株式会社メトロプロパティーズ	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”業務	32,000,000	自動車部 運輸課	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年4月1日	京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託	16,884,670	自動車部 運輸課	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号
令和4年4月1日	管理の受委託（錦林京都）	805,884,200	自動車部 営業課	京都バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号
令和4年4月1日	管理の受委託（梅津ジェイアール）	1,283,030,100	自動車部 営業課	西日本ジェイアールバス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
令和4年4月1日	管理の受委託（洛西近鉄）	1,442,942,600	自動車部 営業課	近鉄バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
令和4年4月1日	管理の受委託（横大路阪急）	1,464,344,200	自動車部 営業課	阪急バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
令和4年4月1日	管理の受委託（横大路エムケイ）	305,736,200	自動車部 営業課	エムケイ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
令和4年4月1日	ICカード共同社局サーバシステム運用保守業務委託	15,180,000	高速鉄道部 電気課	アイテック 阪急阪神㈱	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約締結結果書

- 1 件名
料金センター精算システム保守業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号 I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
5,986,200円
- 7 契約内容
自動車及び高速鉄道運賃の精算を行うための料金精算システムの保守業務
- 8 随意契約の理由
料金精算システムは、紙幣・硬貨を精算する機器の特異性から厳正に保守・点検を行う必要がある。そのためには、ハードウェア及びソフトウェアのシステム全体を理解し、完全な保守業務を行うための技術、体制、経験及び実績を有している必要がある。また、システム内容は第三者に開示されておらず、システムの開発、設計、製作を行った上記業者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス I C データサーバ保守業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島 3 丁目 1 4 - 2 4 福島阪神ビルディング
オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 近畿支店
- 6 契約金額 (税込み)
5, 0 9 3, 0 0 0 円
- 7 契約内容
バス I C データサーバに係る障害対応等の運用支援及び情報セキュリティ対策等の保守業務
- 8 随意契約の理由
バス I C データシステムの保守管理をおこなうには、システムのプログラム構築及び機器構成の詳細を把握し、確実な保守管理を行うための専門的な知識及び技術等を有している必要がある。また、システム内容は第三者に開示されておらず、システムの開発、設計、製作を行った業者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 1 0 契約の相手方の選定理由
バス I C データサーバについては、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社が製作したが、当社は保守部門を保持しておらず、対応しているのがオムロンのグループ会社である上記業者であり、本案件について製作者と密接な連携をはかり、確実に迅速な保守ができるため。
- 1 1 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
建築・機械設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
110,330,000円
- 7 契約内容
別途契約を行う高速鉄道施設の建物や機械設備、烏丸営業所の機械設備の保守管理業務を統括し、保守業者への指示、指導、地下鉄及び市バスの営業に係る建物や機械設備の安全管理、保守業務の工程管理、緊急時の対応等を行う監理業務
- 8 随意契約の理由
業務の実施においては、複数の点検業者を取りまとめ、駅や市バスの業務の実態に即した統一的な安全管理、工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。
建物や機械設備それぞれの管理業務を行うものは他にも存在するが、上記業者は、鉄道施設及び市バス営業所の建物や機械設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
可動式ホーム柵設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
25,201,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線の可動式ホーム柵設備を常に最良の状態に維持するため、点検、保守、修繕及び緊急対応等の総合的な管理業務
- 8 随意契約の理由
可動式ホーム柵設備は、地下鉄車両の停車及び発車に合わせ、可動式ホーム柵の開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等から構成されており、乗客の安全を確保し、列車の定時運行を行うための極めて重要な設備である。
各装置や電子機器等それぞれの管理業務を行うものは複数存在するが、可動式ホーム柵設備全体の品質管理を一括して行うことが可能であり、緊急対応の体制が整備され、可動式ホーム柵を製作した三菱電機より、可動式ホーム柵の保守担当会社に指定されている唯一の業者は、三菱電機ビルテクノサービスのみであるため、上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両全般検査、重要部検査（保安）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
11,550,000円
- 7 契約内容
烏丸線高速車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意を払い、入念、丁寧に履行されなければならない。また、車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず、その各装置が車両に組合された状態において、装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため、車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
烏丸線高速車両（10系車両）の保安装置は、株式会社日立製作所が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細がわからず、点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線10系車両台車装置揺れ枕改造業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
11,220,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の台車装置揺れ枕の改造業務
- 8 随意契約の理由
烏丸線10系車両の揺れ枕は、台車装置の一部として日本製鉄株式会社が烏丸線10系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の電車車両の台車装置、連結装置及び関連車両品の販売、修理及び改造に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両全般検査、重要部検査（保安）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
18,700,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。また、車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず、その各装置が車両に組合された状態において、装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため、車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
東西線高速車両（50系車両）の保安装置は、株式会社日立製作所が50系車両用に特別に設計、製作したものであり、株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細がわからず、点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線信号設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
216,480,000円
- 7 契約内容
烏丸線信号設備の保守管理
- 8 随意契約の理由
信号設備は、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。そのシステムを構成するATC装置等は、極めて特殊な設備であり、現行の信号保安設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、現行の信号保安設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。
従って、国際会館～竹田間及び竹田車両基地の信号保安設備工事を施工した上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

東西線信号設備保守管理業務委託

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区小松原町2番4号

日本信号株式会社 大阪支社

6 契約金額（税込み）

234,850,000円

7 契約内容

東西線信号設備の保守管理

8 随意契約の理由

信号設備は、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。そのシステムを構成するATC装置等は、極めて特殊な設備であり、現行の信号保安設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、信号保安設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。

従って、六地蔵～太秦天神川間及び醍醐車庫の信号保安設備工事を施工した上記業者を指定するものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
運行管理設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
33,000,000円
- 7 契約内容
運行管理設備を構成する機器及び装置の維持補修に関する点検整備並びに障害発生時の修理復旧を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本設備は、列車の安全を確保する信号保安設備などの関連諸設備と密接に連携することで列車運行の制御・管理を行う極めて特殊な設備である。本設備の点検整備に必要な知識・技術は本設備及び関連諸設備を含む列車運行全般に関わる高度なものが要求されるため、本設備の製作・施工を行った者が適切な保守を行わなければ、本設備のみならず関連諸設備を含むシステムとしての障害につながり、列車運行に遅延、停止、運休などの重大な影響を与えることになる。
したがって、本設備を製作・施工した上記業者でなければ本業務を履行することはできないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
I T V設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区本町四丁目2番12号
東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
33,000,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線のI T V設備の維持管理
- 8 随意契約の理由
I T V設備は、駅ホーム・コンコース等にカメラを設置し、モニタにより監視を行うための設備である。
当該業務は、各機器と設備全体のシステム構成を十分に把握し、I T V設備に関わる高度な知識・技術を必要とするため、他の業者では履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

I T V画像伝送設備保守管理業務委託

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店

6 契約金額（税込み）

5,060,000円

7 契約内容

当局が所有するI T V画像伝送設備（以下「本設備」という。）の保守管理業務を委託する。

8 随意契約の理由

本設備は、駅ホームの監視映像を、地上の送信機から車上の受信機へ伝送し、旅客乗降時及び列車発車時の安全確認を行うための設備である。

当該業務は、各機器と設備全体のシステム構成を十分に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術を必要とするため、他の業者では履行することができないため。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本設備は、株式会社日立製作所及び日立国際電気が製作し施工したものであり、保守管理は日立国際電気が専門で行っているため上記業者を選定する。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
54,450,000円
- 7 契約内容
有線電話設備及び情報伝送路設備の保守業務
- 8 随意契約の理由
有線電話設備は、列車の運行管理上の指令及び沿線や構内作業時の連絡に使用する通信設備である。また、情報伝送路設備は光回線によって各種通信情報を多重化し、効率的に伝送を行うための設備である。
当該業務は、各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、当該設備に関わる高度な知識・技術を必要とし、専門的な知識や技術等を有する者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の履行に当たって必要となる専門的な知識や技術等を有する事業者は、有線電話設備及び情報伝送路設備を設計・設置等を行った上記業者においてほかにはないため、同社を契約の相手方として指定する。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
列車無線電話設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目5番10号梅田パシフィックビルディング7F
八幡電気産業株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
15,400,000円
- 7 契約内容
列車無線電話設備の維持管理
- 8 随意契約の理由
列車無線電話設備（以下「本設備」という。）は、列車と運転指令所間との電話連絡を行うための設備である。
当該業務は、本設備各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術を必要とすることから、本設備を製作し施工を行った上記業者でなければ履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
東芝エレベータ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
42,773,500円
- 7 契約内容
京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務（点検、整備、緊急対応、障害復旧）
- 8 随意契約の理由
移動円滑化設備である昇降機設備は、事故、故障等の不測の事態に際しても、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがないよう復旧作業を行う必要がある。
定期点検、修理等においては365日24時間体制であることはもちろん、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となる。また、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、事故、故障等の発生時には、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確となる。これらの体制がとれる業者として、昇降機設備の設置以降、本業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
65,479,920円
- 7 契約内容
京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務（点検、整備、緊急対応、障害復旧）
- 8 随意契約の理由
移動円滑化設備である昇降機設備は、事故、故障等の不測の事態に際しても、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがないよう復旧作業を行う必要がある。
定期点検、修理等においては365日24時間体制であることはもちろん、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となる。また、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の系列会社である三菱電機（株）の製造であるため、事故、故障等の発生時には、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確となる。これらの体制がとれる業者として、昇降機設備の設置以降、本業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51番地東京建物四条烏丸ビルEAST
フジテック株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
18,810,000円
- 7 契約内容
京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務（点検、整備、緊急対応、障害復旧）
- 8 随意契約の理由
移動円滑化設備である昇降機設備は、事故、故障等の不測の事態に際しても、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがないよう復旧作業を行う必要がある。
定期点検、修理等においては365日24時間体制であることはもちろん、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となる。また、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、事故、故障等の発生時には、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確となる。これらの体制がとれる業者として、昇降機設備の設置以降、本業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
34,508,100円
- 7 契約内容
京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務（点検、整備、緊急対応、障害復旧）
- 8 随意契約の理由
移動円滑化設備である昇降機設備は、事故、故障等の不測の事態に際しても、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがないよう復旧作業を行う必要がある。
定期点検、修理等においては365日24時間体制であることはもちろん、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となる。また、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、事故、故障等の発生時には、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確となる。これらの体制がとれる業者として、昇降機設備の設置以降、本業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（五条駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽大物町28
日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
40,271,000円
- 7 契約内容
京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務（点検、整備、緊急対応、障害復旧）
- 8 随意契約の理由
移動円滑化設備である昇降機設備は、事故、故障等の不測の事態に際しても、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがないよう復旧作業を行う必要がある。
定期点検、修理等においては365日24時間体制であることはもちろん、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となる。また、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、事故、故障等の発生時には、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確となる。これらの体制がとれる業者として、昇降機設備の設置以降、本業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
43,670,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線の駅電気設備、駅弱電設備、駅出改札設備ほかの保守業務（いずれも別途契約）に対する監理業務
- 8 随意契約の理由
当該設備は、いずれも鉄道営業や旅客の安全に直接、影響を及ぼす設備であり、業務の実施においては、複数社からなる点検業者を取りまとめて駅の営業実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。
上記業者は、長年にわたり鉄道電気設備の一括した保守業務に携わっており、一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが、全ての業務を一括して調整監理できる者は上記業者に限られるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道電力設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
36,080,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線の変電設備ほかの保守管理業務に対する監理業務
- 8 随意契約の理由
当該設備は、鉄道運行に必要な不可欠な信号設備や電車に電力供給するものであり、いずれの業務も終電後の限られた時間の中で行われ、遅延やミスによる停電は許されない条件の下、多数に渡る業者が施工した電力設備相互の関係を把握し、鉄道運行の実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。
上記業者は、長年にわたり鉄道電力設備の一括した保守業務に携わっており、一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが、全ての業務を一括して調整監理できる者は上記業者に限られるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道昇降機設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,100,000円
- 7 契約内容
京都市高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務に対する監理業務
- 8 随意契約の理由
本業務は、別途契約する地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧が、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことなく円滑に実施できるよう監理調整を図るものである。
業務の実施においては、複数の点検業者を取りまとめて駅業務の実態に即した統一した安全管理、工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。
昇降機設備それぞれの管理業務を行うものは他にも存在するが、上記業者は、鉄道設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため、上記の業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その1）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1
日本ユニシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
70,963,200円
- 7 契約内容
UNISYS-CS4470D型電子計算機械設備及びオペレーティングシステムを含むライセンスプログラム群の賃借並びに保守業務
- 8 随意契約の理由
UNISYS-CS4470D型電子計算機械設備及びオペレーティングシステムを含むライセンスプログラム群（以下「プロダクト」という。）は上記業者のものであり、上記業者以外のものがプロダクトを提供することはできない。
プロダクトは排他的権利の対象にあたるため、電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービスを行えるのは、上記業者のみである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
人事給与システム運用保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1
日本ユニシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,956,000円
- 7 契約内容
人事給与システムの運用保守に関する業務
- 8 随意契約の理由
人事給与システムは、日本ユニシス（株）が設計及び開発を行い、パッケージソフトウェアを当局向けにカスタマイズし、構築したものである。
当該情報システムの運用支援及び保守業務を実施するうえでは、基となったパッケージソフトウェアに精通しているだけでなく、当局向けに施したカスタマイズの内容についても熟知している必要があり、専門的な知識や技術等を有する者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の履行に当たって必要となる専門的な知識や技術等を有する事業者は、人事給与システムの構築に際して当局向けにカスタマイズ部分の設計・開発等を行った日本ユニシス（株）を、おいてほかにないため、同社を契約の相手方として指定する。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,040,000円
- 7 契約内容
烏丸線高速車両の保守及び作業監理
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。
各装置個別の業務管理を行うことができる者は他にも存在するが、本業務に必要な烏丸線10系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両全般検査、重要部検査（制御、ブレーキ）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
54,230,000円
- 7 契約内容
烏丸線高速車両の全般検査及び重要部検査（制御、ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず、その各装置が車両に組合された状態において、装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため、車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
烏丸線高速車両（10系車両）の制御装置及びブレーキ装置は、三菱電機株式会社が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細がわからず、点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局向けの車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両全般検査、重要部検査（制御、ブレーキ）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
91,498,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（制御、ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は、車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず、その各装置が車両に組合された状態において、装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため、車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
東西線高速車両（50系車両）の制御装置及びブレーキ装置は、三菱電機株式会社が50系車両用に特別に設計、製作したものであり、三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細がわからず、点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

バス I C カードシステム社局サーバ運用保守

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和 4 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 3 1 号

アイテック阪急阪神株式会社

6 契約金額（税込み）

10,836,540 円

7 契約内容

バス I C カードシステム社局サーバの運用保守業務

8 随意契約の理由

本件は、「バス I C カードシステム」の運用に必要な社局サーバの保守及びシステム障害発生時の対応を行う業務である。本業務を実施するためには、本システムのソフト開発メーカーでしか保有していない情報が必要であるが、その情報については、一般に公開されていない。

よって、本件は、本システムのソフト開発メーカーでしか履行できない業務であり、競争入札に適さないため、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記業者が、当局が使用している社局サーバのシステム設計及び製作をした業者であるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム実績収集系機器の保守（上期分）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番41号
パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社
- 6 契約金額（税込み）
12,087,900円
- 7 契約内容
バス運行総合システム実績収集系機器の保守を行う
- 8 随意契約の理由
稼働中のシステムに支障を生じさせることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトの構成に関しても、把握している必要がある。
この条件を満たし、本システムに係る特許を使用する権利を有する者は上記業者しかいないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線維持管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区城見一丁目4番24号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
60,145,932円
- 7 契約内容
バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線の維持管理を行う
- 8 随意契約の理由
本業務は、バス運行総合システム（実績収集系）（以下「実績収集系」という。）の機器保守及び通信回線の維持管理を行う業務である。
実績収集系は、上記業者が独自に設計、構築したものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有していることから、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行できるのは、上記業者のみであるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1
日本ユニシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,222,838円
- 7 契約内容
バス運行総合システム事務処理系機器などの賃借及び保守を行う
- 8 随意契約の理由
当局のバス運行総合システム事務処理系システム及びライセンスプログラム類（以下、「システム等」という。）は上記業者が開発を行ったものであり、上記業者以外に既存のシステム等へ入出力できる機器の構築を行える者はいない。
また、システム等は上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有し、その内容は第三者に公開されていないため、上記業者以外の者が保守サービスを行うことができない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
電子計算機設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その2）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1
日本ユニシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,692,020円
- 7 契約内容
機械設備等の賃借及び保守
- 8 随意契約の理由
本契約における電子計算機設備及びライセンスプログラム（以下「電子計算機設備等」という。）は、上記業者が独自に開発したバス運行総合システム（事務処理系）を稼働させるための設備であり、上記業者以外に本システムを稼働するための設備構築を行える者はいない。
また、電子計算機設備等は上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有し、その内容は第三者に公開されていないため、上記業者以外の者が保守サービスを行うことができない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ドライブレコーダー保守点検業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市豊津町12-14
クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
8,873,920円
- 7 契約内容
ドライブレコーダーの保守点検を行う
- 8 随意契約の理由
現在、市バスに搭載しているドライブレコーダー機器は、クラリオン株式会社が製造しており、国内では同社の100%出資子会社である上記業者のみが当該機器を取り扱っていることから、他社では当該機器の構造、プログラム等の詳細を知りえず、上記業者でなければ、保守点検及び故障発生時の修理対応を行うことができないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス I C カードバスサーバ保守業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満 2 丁目 6 番 5 号 I ・ S 南森町ビル 4 階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
8, 6 6 5, 8 0 0 円
- 7 契約内容
バス I C カードバスサーバの保守業務
- 8 随意契約の理由
本件は、「バス I C カードシステム」の運用に必要なバスサーバの保守及びシステム障害発生時の対応を行う業務である。本業務を実施するためには、本システムのソフト開発メーカーでしか保有していない情報が必要であるが、その情報については、一般に公開されていない。
よって、本件は、本システムのソフト開発メーカーでしか履行できない業務であり、競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 1 0 契約の相手方の選定理由
上記業者が、当局が使用しているバスサーバのシステム設計及び製作をした業者であるため。
- 1 1 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
6,623,100円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステムの維持管理
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のモニター上に表示するバス接近情報等のソフトウェアは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,806,172円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステムの定期点検、整備、障害復旧や機器の修理等
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
無線型バスロケーションシステム保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,817,431円
- 7 契約内容
無線型バスロケーションシステムの機器の定期点検整備、障害復旧や機器の修理等の保守管理業務
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,250,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。
各装置個別の業務管理を行うことができる者は他にも存在するが、本業務に必要な東西線50系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
大型ノンステップバス
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年4月1日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー34階
株式会社リアライズコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）
39,902,198円
- 7 契約内容
市バス車両2両を一旦上記業者に売却し、当該車両を上記業者からリース契約により借り受ける「セールアンドリースバック方式」に係る物件売却契約
- 8 随意契約の理由
令和元年10月に公募した「市バス車両のリースによる調達に係る提案」において選定され、その提案内容で令和4年4月に市バス車両のリース契約を行った上記業者から、この度、同じ内容で新たに2両のリース契約について提案があった。
上記業者提案のセールアンドリースバック契約は、上記業者独自のノウハウにより実現されており、他の者では同内容での提案ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者の提案内容に基づいてセールアンドリースバック契約を行うには、別添の物件売却契約書による契約締結が必要となる。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
大型ノンステップバス（リース）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー34階
株式会社リアライズコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）
21,912,000円
- 7 契約内容
市バス車両2両を一旦上記業者に売却し、当該車両を上記業者からリース契約により借り受ける「セールアンドリースバック方式」に係るリース契約
- 8 随意契約の理由
令和元年10月に公募した「市バス車両のリースによる調達に係る提案」において選定され、その提案内容で令和2年4月に市バス車両のリース契約を行った上記業者から、この度、同じ内容で新たに2両のリース契約について提案があった。
上記業者提案のセールアンドリースバック契約は、上記業者独自のノウハウにより実現されており、他の者では同内容での提案ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者の提案内容に基づいてセールアンドリースバック契約を行うには、別添の賃貸借契約書による契約締結が必要となる。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ホームドア設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市兵庫区和田山通二丁目1番18号
川崎車両株式会社
- 6 契約金額（税込み）
246,400,000円
- 7 契約内容
東西線ホームドア設備に係る点検、部品交換及び障害対応の保守業務
- 8 随意契約の理由
東西線ホームドア設備は、川崎重工業（株）が開発、販売するホームドア設備を東西線駅舎向けにカスタマイズし設置したものである。当該ホームドア設備の点検等の保守業務を実施するうえでは、地下鉄車両扉に合わせ、ホームドアの開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等について各装置に特化するだけでなく、総合的に熟知している必要があり、専門的な知識や技術等を有する者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線50系車両台車枠修繕業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月11日
- 4 履行期間
令和4年4月12日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
12,787,500円
- 7 契約内容
東西線50系車両の台車枠修繕業務の委託
- 8 随意契約の理由
東西線50系車両の台車は、日本製鉄株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では、本部品の詳細が十分に把握できず、業務を履行できない。そのため、台車枠修繕業務を確実に実施し、安全運行を確保するため、日本製鉄株式会社と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線10系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年5月27日
- 4 履行期間
令和4年5月28日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
14,787,168円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の台車装置ブレーキ下ばりつり受座の改造業務
- 8 随意契約の理由
本業務は、烏丸線10系車両台車装置のブレーキ下ばりつり受座の改造を行うものである。
烏丸線10系車両の台車装置は、日本製鉄株式会社が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の電車車両の台車装置、連結装置及び関連車両品の販売、修理及び改造に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ドライブレコーダー購入
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年7月1日
- 4 履行期間
令和4年7月2日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市豊津町12-14
クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
87,456,600円
- 7 契約内容
ドライブレコーダーの老朽化に伴う同機器の更新（購入、設置）

8 随意契約の理由

ドライブレコーダー機器（以下「ドラレコ」という。）は、各営業所に設置している解析装置で解析を行っており、営業所間の車両入替に対応するためには、全営業所において同型のドラレコを使用する必要がある。

令和3年度は、入札の結果、直営営業所520台分を上記業者製で更新しており、今年度の委託先営業所320台分の更新に当たっては、上記業者製でなければ、車両入替時の解析が不可能となる。

また、ドラレコは、運転士の運行データを記録し採点・評価する機能を有しているが、他社製品との互換性がないため、異なる機器を使用した場合、それらの集計を行うことが不可能となる。以上のことから、上記業者を本契約の相手方として選定する。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

当該製品を国内で販売しているのがクラリオン(株)だけであり、同社の100%出資子会社である上記業者のみが当該製品を取り扱っており、他社からの調達は不可能であるため。

1 1 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線北大路駅可動式ホーム柵設置に伴う信号設備移設対応
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年6月29日
- 4 履行期間
令和4年6月30日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
7,590,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線北大路駅のATO地上装置及び出発指示合図灯の移設対応
- 8 随意契約の理由
本業務は、北大路駅において可動式ホーム柵の設置に伴ってATO地上装置及び出発指示合図灯の移設、調整及び機能確認を行うものである。
移設対象は、列車の運行で使用している信号設備の軌道側に設置している機器であり、信号設備とは密接不可分の関係にある。また、本業務は、営業終了から翌日の営業開始までの限られた時間内に、確実に完了する必要がある。営業開始までに完了できなければ列車の運行に大きな支障をきたすこととなる。このため、本業務を行うためには、信号設備の設置状況を熟知し、信号設備に関する詳細な技術情報を保有している必要がある。よって、本業務の施行が可能な者は、信号設備を施工した上記業者に限られるため、随意契約を行うものとする。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線50系車両自動高さ調整装置部品（全重検用）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年6月7日
- 4 履行期間
令和4年6月8日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
8,131,200円
- 7 契約内容
東西線50系車両の自動高さ調整装置部品の購入
- 8 随意契約の理由
東西線50系車両台車の自動高さ調整装置は、日本製鉄株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したもので、本部品は日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム（事務処理系）に係る関連機器のＩＣカード化対応業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和４年７月１４日
- 4 履行期間
令和４年７月１５日から令和５年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町３－１
ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
１９，８００，０００円
- 7 契約内容
バス運行総合システム（事務処理系）に係る関連機器のＩＣカード化対応
- 8 随意契約の理由
本業務は、バス運行総合システム（事務処理系）に係る関連機器のＩＣカード化対応を実施するものである。
本業務は、既存システムの関連機器を更新するものであり、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した上記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生じるおそれがある。
また、上記業者は、同システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道東西線電動式レール塗油器制御装置更新業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年7月8日
- 4 履行期間
令和4年7月9日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区本町橋6番22号
草野産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,000,000円
- 7 契約内容
高速鉄道東西線電動式レール塗油器の制御装置の更新を行う業務
- 8 随意契約の理由
当該電動式レール塗油器は、上記業者から購入したものであり、システムのプログラム変更を伴う制御装置の更新は、他社での履行は不可能であることから、上記業者と契約するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線50系車両空調主回路装置
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年6月3日
- 4 履行期間
令和4年6月4日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
10,857,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の空調主回路装置の購入
- 8 随意契約の理由
東西線50系車両の空調主回路装置は、三菱電機株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したものであり、三菱電機株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
竹田車両基地天井クレーン装置（2.8t2基）部分更新
- 2 契約担当課
企画総務部
総務課
- 3 契約締結日
令和4年8月10日
- 4 履行期間
令和4年8月11日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区本町一丁目8番12号
株式会社日立プラントメカニクス 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
28,270,000円
- 7 契約内容
竹田車両基地に設置している天井クレーン装置（2.8t2基）の部分更新
- 8 随意契約の理由
竹田車両基地の天井クレーン装置（2.8t2基）は、日立機電工業株式会社（現・株式会社日立製作所）が設計及び製作したものであり、日立機電工業株式会社のクレーン事業の移管先である株式会社日立プラントメカニクスでなければ、本装置の詳細が十分に把握できず設計、製作及び納入することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ポイントサービス導入に伴う運賃箱のソフトウェア改修
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年7月22日
- 4 履行期間
令和4年7月23日から令和5年3月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
26,279,000円
- 7 契約内容
ポイントサービス導入に伴う運賃箱のソフトウェア改修
- 8 随意契約の理由
現行の運賃箱は、レシップ（株）が設計・開発したものをベースとし、当局向けにカスタマイズし、導入したものである。
運賃箱のソフトウェアを改修するうえでは、運賃箱のソフトウェアに精通しているだけでなく、当局向けに施したカスタマイズの内容についても熟知している必要があり、専門的な知識や技術等を有する者でなければ履行できないという点で競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の履行に当たって必要となる専門的な知識や技術等を有する事業者は、運賃箱の設計・開発等を行ったレシップ（株）をおいてほかにないため、同社を契約の相手方として指定する。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
I Cカードポイントサービスシステム改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年9月26日
- 4 履行期間
令和4年9月27日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番31号
アイテック阪急阪神株式会社
- 6 契約金額（税込み）
30,140,000円
- 7 契約内容
I Cカードポイントサービスの対象事業者に西日本ジェイアールバス株式会社を追加する為に、I Cカードポイントサービスのクラウドシステムの改修を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
上記業者は、対象機器のシステム設計及び運用を行っており、機器に関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の機能に支障を来さずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
他事業者運賃改定に係る自動券売機等改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年8月26日
- 4 履行期間
令和4年8月27日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
55,550,000円
- 7 契約内容
本件は、他事業者の運賃改定に伴う京都市高速鉄道及び京都市乗合自動車の連絡普通券及び連絡定期券の価格改定実施に当たり、対象となる各駅務機器のソフトウェアの改修、試験調整等を行うものである。
- 8 随意契約の理由
上記業者は、駅務機器のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
他事業者運賃改定に係る係員定期券発行機等改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年8月25日
- 4 履行期間
令和4年8月26日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
51,700,000円
- 7 契約内容
本件は、他事業者の運賃改定に伴う京都市高速鉄道及び京都市乗合自動車の連絡普通券及び連絡定期券の価格改定実施に当たり、対象となる各駅務機器のソフトウェアの改修、試験調整等を行うものである。
- 8 随意契約の理由
上記業者は、システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存システム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速収入系システム改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年8月25日
- 4 履行期間
令和4年8月26日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
ICカードポイントサービスの対象事業者に西日本ジェイアールバス株式会社を追加する為に、高速収入系システムのソフトウェアを改修するものである。
- 8 随意契約の理由
上記業者は、システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存システムの機能に支障を来さずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ツインオートリフト部分更新
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年8月24日
- 4 履行期間
令和4年8月25日から令和5年3月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院平町拾番地
株式会社大黒商会
- 6 契約金額（税込み）
5,159,000円
- 7 契約内容
ツインオートリフトの既存物の内部更新
- 8 随意契約の理由
オートリフト部分更新については、既存の外部構成部品は再使用し、内部の油圧装置、安全装置及び、制御装置の部品交換を行う予防整備である。交換にあたっては、部品供給及び分解作業が装置製造元から許可を受けている業者に限られており、京都市内では一者に限られているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
今回、部分更新を行うツインオートリフトはアルティア製であり、代理店は京都市内において上記業者に限られているため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
トラフィカ京カード利用停止（自動改集札機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年8月26日
- 4 履行期間
令和4年8月27日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
10,945,000円
- 7 契約内容
令和3年9月末で発売を停止しているトラフィカ京カードの利用停止を実施するにあたり、自動改集札機の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
上記業者は、システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存システムの機能に支障を来さずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市高速鉄道レール及び溶接部探傷検査業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年8月24日
- 4 履行期間
令和4年8月25日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町4番13号
近鉄軌道エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,630,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線においてレール探傷車を使用して、レール内部や溶接部の傷を探查する業務
- 8 随意契約の理由
本業務において使用するレール探傷車は、烏丸線及び東西線の軌間及び建築限界の基準に合致したものでなければならない。また、検査内容も当局の基準に従ったものでなければならない。レール内部傷や底部欠損等を精度良く発見できる探触子が搭載されていなければならない。
この特殊な車両（松山重車輛工業㈱、東京計器レールテクノ㈱、近畿日本鉄道㈱、近鉄軌道エンジニアリング㈱共同開発）を所有し、検査業務を行うことができるのは、上記業者だけである。
以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

バス運行総合システム実績収集系機器の保守（下期分）

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和4年9月9日

4 履行期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番41号

パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社

6 契約金額（税込み）

8,321,500円

7 契約内容

バス運行総合システム実績収集系機器の保守を行う

8 随意契約の理由

本業務は、既存システムの関連機器の保守管理を行うものであり、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要がある。

上記業者は、同システムを独自に設計、構築しており、また、ソフトウェアに係る著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運賃収入システム改修業務（ポイント制導入に伴う改修）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年9月12日
- 4 履行期間
令和4年9月12日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
12,100,000円
- 7 契約内容
ポイントサービスの開始に伴いポイントを運送収益等に反映させるための改修
- 8 随意契約の理由
本件は、令和5年4月に導入されるICカードによるポイントサービスの開始に伴い、バス運賃収入システムにおけるバス分に係るポイントの付与、チャージ、失効及び残数を運送収益等に反映させるために改修をおこなうものである。
既存のシステム等の機能に支障を来さずにソフトウェアの改修を行うためには、対象システムの設計及び開発を行った上記業者でなければ履行することができないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その8）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年9月21日
- 4 履行期間
令和4年9月22日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区城見一丁目4番24号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
163,130,000円
- 7 契約内容
バス運行総合システム（実績収集系）の新規構築
- 8 随意契約の理由
本業務は、平成28年度から実施しているバス運行総合システム（実績収集系）の構築を引き続き実施するものであり、路上通信機等の関連機器の設置や運転士の勤務実績の取得に係る機能改修等を行うものである。
本業務を実施するに当たっては、既存システムと共通の機器（車載通信機、ネットワーク関連機器等）を使用するため、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても、熟知している必要がある。上記業者は、同システムを独自に設計、構築しており、また、ソフトウェアに係る著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
醍醐車庫 A T C / A T O 装置試験器
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 4 年 9 月 2 9 日
- 4 履行期間
令和 4 年 9 月 3 0 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 2 0 番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7 9, 7 5 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
醍醐車庫の A T C / A T O 装置試験器の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 5 0 系車両の A T C / A T O 装置は、株式会社日立製作所が 5 0 系車両用に特別に設計、
製作したものであり、装置を試験する A T C / A T O 装置試験器は株式会社日立製作所以外の業
者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 2 号
- 1 0 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり
- 1 1 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線くいな橋駅昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月29日
- 4 履行期間
令和4年4月29日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51番地東京建物四条烏丸ビルEAST
フジテック株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
99,880,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線くいな橋駅の昇降機設備（1号、2号エスカレーター）の老朽化に伴い、同設備の部分更新を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、烏丸線くいな橋駅に設置しているエスカレーターの老朽化に伴い、更新を実施するものである。ただし、既存の設備で損耗の激しい部材は更新するが、エスカレーターの一部は更新後も使用が可能なため、流用して更新する。この既存設備の部材を流用した更新工事であるため、既存設備を製作・設置したメーカーであるフジテック株式会社以外には、本工事を実施することができないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線九条駅昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月19日
- 4 履行期間
令和4年4月19日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽大物町28
日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
53,185,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線九条駅の昇降機設備（1号エスカレーター）の老朽化に伴い、同設備の部分更新を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、烏丸線九条駅に設置しているエスカレーターの老朽化に伴い、更新を実施するものである。ただし、既存の設備で損耗の激しい部材は更新するが、エスカレーターの一部は更新後も使用が可能なため、流用して更新する。この既存設備の部材を流用した更新工事であるため、既存設備を製作・設置したメーカーである日本オーチス・エレベータ株式会社以外には、本工事を実施することができないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線レール削正工事
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年6月11日
- 4 履行期間
令和4年6月11日から令和4年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町4番13号
近鉄軌道エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,850,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線において16頭式レール削正車を使用して、レール踏面の波状磨耗及びシェリングを削正する工事
- 8 随意契約の理由
本工事は、高速鉄道烏丸線において16頭式レール削正車を使用して、レール踏面の波状磨耗及びシェリングを削正するものである。
上記業者は、近鉄京都線のレール削正を請負い、16頭式レール削正車を所有しているため、近鉄京都線と相互乗り入れをしている烏丸線へ、レール削正車を容易に搬入することができる。このため、陸送でレール削正車を運搬するよりも、工程及び経済的に有利に施工することが可能となる、
以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
北大路駅可動式ホーム柵設置に伴う I T V 設備対応工事
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 4 年 7 月 1 5 日
- 4 履行期間
令和 4 年 7 月 1 5 日から令和 4 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪府中央区本町四丁目 2 番 1 2 号
東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店
- 6 契約金額 (税込み)
5, 5 0 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線北大路駅の列車監視カメラの改修工事
- 8 随意契約の理由
対象設備は、運転指令所にて指令員がホームの安全を確認する機器であり、既存の I T V 設備とは密接不可分の関係にある。また、本工事は営業終了から翌日の営業開始までの限られた時間内に確実に完了する必要がある、営業開始までに完了しなければ列車の運行に大きな支障をきたすこととなる。このため、本工事を行うためには当該設備の設置状況及び機能を十分に把握している必要がある、本工事の施工が可能な者は、本設備を施工した上記業者に限られる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 1 0 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり
- 1 1 その他

随意契約締結結果書

1 件名

K o t o c h i k a（コトチカ）の運営管理等に係るアドバイザー業務委託

2 契約担当課

企画総務部営業推進課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都台東区東上野六丁目9番3号
株式会社メトロプロパティーズ

6 契約金額（税込み）

11,000,000円

7 契約内容

K o t o c h i k aの運営管理等に係るアドバイザー業務

8 随意契約の理由

K o t o c h i k a及び駅ナカビジネスの増収を図るためには、店舗契約期間の満了に伴うリーシングや個店への販促活動を行うことが必要不可欠であるが、当局にはこのようなノウハウがなく、専門業者に委託することで収益向上を図ることができる。

上記業者は、k o t o c h i k a四条を始め、当局駅ナカビジネスの開発コンセプトを手掛け、k o t o c h i k aブランドの確立、収益増、イメージアップ等に大きな成果を上げており、運営管理等のアドバイザー業務も行っている。また、東京メトロの駅ナカビジネス等のプロパティマネジメント、リーシングマネジメントを実施するなど、それら高度なノウハウや専門的知識を有する業者である。k o t o c h i k a及び駅ナカビジネスの更なる増収に向けた戦略を打ち出すためには、豊富なノウハウに加え、これまでのk o t o c h i k a及び駅ナカビジネスの展開を引き継ぎ、発展させていく必要があるため、上記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”業務
- 2 契約担当課
自動車部運輸課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町1-2
一般社団法人
京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
32,000,000円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄等の交通案内、沿線の観光情報等の案内、市バス・地下鉄のPR活動等
- 8 随意契約の理由
上記業者は令和元年度に実施したプロポーザルにより選定した相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は令和元年度に実施したプロポーザルにおいて、評価基準（業務実施計画、おもてなし向上の方策、案内活動に対する企画提案、見積金額）に沿って審査し、選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託
- 2 契約担当課
自動車部運輸課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町1-2
一般社団法人
京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
16,884,670円
- 7 契約内容
京都駅前バス乗り場におけるお客様への乗り場・路線等の案内、お客様の整理・整列等
- 8 随意契約の理由
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにより選定した相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにおいて、評価基準（お客様サービス、運営体制、組織の安定性等）に沿って審査し、選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（錦林京都）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨明星町1番地の1
京都バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
805,884,200円
- 7 契約内容
錦林出張所の17、78、86、203号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス錦林出張所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（梅津ジェイアール）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市此花区北港1丁目3番23号
西日本ジェイアールバス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,283,030,100円
- 7 契約内容
梅津営業所の8、10、11、26、59号系統に係る運転業務及び運行管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス梅津営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（洛西近鉄）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市長栄寺19番17号
近鉄バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,442,942,600円
- 7 契約内容
洛西営業所の28、29、33、42、58、70、73、91、西1、西2、西3、西4、西5、西6、西8号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス洛西営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路阪急）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号
阪急バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,464,344,200円
- 7 契約内容
横大路営業所の13、18、19、20、22、43、69、81、南1、南2、南3、南5号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路エムケイ）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条東島町63-1
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
305,736,200円
- 7 契約内容
横大路営業所の16、84、南8号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

ＩＣカード共同社局サーバシステム運用保守業務委託

2 契約担当課

高速鉄道部電気課

3 契約締結日

令和４年４月１日

4 履行期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市福島区海老江１丁目１番３１号

アイテック阪急阪神(株)

6 契約金額（税込み）

１５，１８０，０００円

7 契約内容

平成２４年度よりアイテック阪急阪神株式会社が提供するＩＣカード共同社局サーバシステムを正常に稼働させるために、令和４年度運用保守契約を締結するものである。

8 随意契約の理由

ＩＣカードシステムにおいて、当局はＩＣカード共同社局サーバを利用している。このＩＣカード共同社局サーバはスルッとＫＡＮＳＡＩに承認される必要があるが、承認を受けている事業者はアイテック阪急阪神株式会社のみである。既設の機器、システムに支障をきたすことなく社局サーバシステムを運用していく為には、対象機器の設計及び製作を行った上記業者でなければならない。

以上の理由により、上記業者と随意契約をするものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

10 契約の相手方の選定理由

上記８のとおり

11 その他